



# きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2022.7月 No.207

([takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp))

## ～ 感謝 30年 ～

いつもお世話になっております。先月から続く猛暑に加えて新型コロナの新規感染者も再び増加に転じているようです。どうかご自身と家族・社員の健康保持と職場の更なる安全確保に引き続きご配慮いただきますようよろしくお願い致します。

さて、当事務所も1992年7月1日に県庁近くにて開業し、今月で何とか無事に30年という節目を迎えることが出来ました。これもひとえに仕事をさせて頂いている事業所様のおかげであり、これまでのご支援に対しまして心から感謝申し上げます。また身勝手に力不足の私をいつも支えてくれている家族と職員についてもこの場を借りて深く感謝したいと思います。本当にありがとうございました。

ここまで社労士を続けてきて最近特に感じていることがあります。それは「働きやすさが働く意欲を生み出すのだ」という事です。経営者が何より第一に社員が働きやすいと思う環境づくりに、とことん心を尽くすこと、それがひいては社員の信頼を高めやる気につながるという事です。厳しい状況を打開する「生産性の向上」もそこから生まれるのだと考えます。より良い職場づくりのためにこれからも精進していきますのでどうぞよろしくお願い致します。

橋口 剛和

### 社会保険加入の事業所さまへ

#### ● 夏期賞与支払い届けを提出します。

賞与支払い届けは、賞与の支給があった場合はもちろん、賞与の支給がなくても届出が必要です。ご連絡お願いいたします。

昇給・降給や固定的諸手当の変動また、時給から月給に代わるなど給与体系に変動があった場合はご連絡下さい。年金事務所への届出が必要な場合があります。

#### 社会保険料の算定届を提出します。

職場での熱中症予防  
に努めましょう！！

- 社会保険に加入されている方の実際の報酬と現在の標準報酬月額との間に大きな差が出ないように毎年この時期に見直しを行います。年に1度、行っている手続きです。賃金台帳・出勤簿を確認させていただいております。4月・5月・6月に支給された金額が必要です。

ご準備ができましたらご連絡又はファックスお願いいたします。（給与計算を当事務所が代行している事業所様はこちらで準備致します。）

### 労働保険事務組合きずなの事業所様へ

#### ● 労働保険料の納付ありがとうございました。

第一期の労働保険料の納付ありがとうございました。領収証は、順次郵送いたします。預かりました保険料は、7月11日に取りまとめまして国へ納付致します。ご入金はまだの事業所様は早急に入金お願い致します。